

だい き ほっかいどうしょう しゃきほんけいかく だい き
第3期北海道障がい者基本計画・第7期
ほっかいどうしょう ふくしけいかく かしょう そあん
北海道障がい福祉計画（仮称）素案
れいわ ねんど れいわ ねんど
【令和6年度～令和11年度】

ほっ かい どう
北 海 道

もくじ
目次

だい	けいかく	きほんてきじこう					
第1	計画	の基本的事項	4				
1	けいかくさくてい	しゆし	もくてき				
2	けいかく	いちづ					
3	くいき	せつてい					
4	たいしやう	しやう	しや	はんい			
だい	しやう	ひと	げんじやうとう				
第2	障がいのある人	の現状等	11				
1	しやう	ひと	げんじやう				
2	ていきやうたいせい	げんじやう	ひやうか				
3	おも	ていきやうきぼん	せいびじやうきやう				
だい	けいかくすいしん	きほんてきじこう					
第3	計画推進	のための基本的事項	22				
1	けいかくすいしん	きほんほうしん					
だい	けいかくすいしん	ぐたいてき	とりくみ				
第4	計画推進	のための具体的な取組	27				
1	ほつかいどうしやう	しやじやうれい	しさく	すいしん			
2	けんりやうこ	すいしん					
3	しゆうろうしえん	しさく	じゆうじつ	きやうか			
4	そうだんしえんたいせい	ちいきいこうしえん	じゆうじつ				
5	ていきやうきぼん	せいび					
6	ほけんふくし	いりやうしさく	じゆうじつ				
7	たやう	じんざい	かくほ	ていちゃく	やうせいおよ	しつ	こうじやう
8	しやう	じしえん	じゆうじつ				
9	はつたつしやう	ひと	ざいたく	しやう	ひととう	しえん	
10	じりつ	しやかいきんか	そくしん	とりくみていちゃく			
11	ほつかいどういし	そつうしえんじやうれい	しゆわげんごじやうれい	しさく	すいしん		
12	あんぜんかくほ	そな	ちいき	すいしん			
だい	けいかく	すいしんかんり					
第5	計画の推進管理		85				
1	せいど	えんかつ	すいしん				
2	けいかく	すいしんかんり					
だい	れいわ	ねんど	ねんど	せいかもくひやう			
第6	令和5年度	(2023年度)	の成果目標	86			
1	ふくししせつ	にゆうしよしや	ちいきせいかつ	いこうもくひやう			
2	せいしんしやう	たいおう	ちいきほうかつ	こうちく	かか	もくひやう	
3	ちいきせいかつしえんきよてんとう	せいびもくひやう					
4	しゆうろうしえん	かん	もくひやう				

- 5 しょう じしえん ていきょうたいせい せいびもくひょう
障がい児支援の提供体制の整備目標
- 6 いりょうてき じどうしえん かん もくひょう
医療的ケア児等支援に関する目標
- 7 なんちょうじしえん
難聴児支援に関する目標
- 8 そうだんしえんたいせい じゅうじつ きょうかどう
相談支援体制の充実・強化等に関する目標
- 9 しょうがいふくし どう しつ こうじょう
障害福祉サービス等の質の向上

第1 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨と目的

(1) 計画策定の趣旨

道では、平成15年(2003年)3月に21世紀初頭の北海道における障がい福祉施策の基本的な方向と主要な施策を示す「北海道障害者基本計画」(以下「基本計画」という。)[第1期計画期間:平成15~24年度(2003~2012年度)]と、その着実な推進を図るため、「前期実施計画」[計画期間:平成15~19年度(2003~2007年度)]を策定し、「ノーマライゼーション*1社会の実現」を目標に、地域生活の支援体制の充実など、各般の施策の推進を図ってきました。

平成15年度(2003年度)からは「支援費制度*2」が導入され、障がいのある人の自己決定や選択を尊重した利用者本位のサービスが提供されることとなりましたが、「支援費制度」は、精神障がいのある人を対象としていないことや、支援の必要度を判定する客観的な基準がなく支給決定の過程が不透明であることなどの課題があったことから、制度全般が見直され、平成17年(2005年)11月7日に「障害者自立支援法*3」が公布、平成18年(2006年)4月から施行されました。

その後、平成24年(2012年)6月に、国においては、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービス*4の充実等、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援し、新たな障がい保健福祉施策を講ずるため、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」(以下「整備法」という。)を公布し、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)に改正し、「障害者」の定義に難病等を追加、また、平成25年(2013年)6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律*5」(以下「障害者差別解消法」という。)が制定され、平成26年(2014年)2月には「障害者の権利に関する条約」を批准、さらには、平成28年(2016年)6月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が行われ、障がいのある人自らが望む地域で暮らすことができるよう生活支援と就労支援の充実や障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するため、同年8月に発達障害者支援法が改正され、発達障がい者支援の一層の充実が図られました。

令和3年(2021年)には、医療的ケア児及びその家族が適切な支援が受けられるよう「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、令和4年(2022年)には、「児童福祉法」が改正され、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等が図られました。

道では、「障害者基本法に基づく都道府県障害者計画」であり、「北海道地域福祉支援計画の施策別計画」の主旨を踏まえ、道の障がい福祉施策の基本的な方向性を示す「北海道障がい者基本計画」と、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」並びに「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」(以下「北海道障がい者条例」という。)の趣旨を踏まえ、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等が計画的に提供されるための実施計画として、「北海道障がい福祉計画」を策定してきました。今回、この2つの計画について、施策を一体的

に推進し、実効性のある障がい福祉サービスを提供することを目的として統合し、「第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（仮称）」を策定することとします。

(2) 計画の目的

障がいのある人が、自立した日常生活及び社会生活を営むためには、道内の各地域において、必要な支援を提供できるよう、相談体制やサービス基盤の整備が必要であり、そのためには、共に生活する地域住民の理解や協力による「まちづくり」の視点が必要となります。

この計画は、こうした視点に立ち、障がいのある人を主体とした支援体制づくりを進め、本人が希望する暮らしの実現、意欲や障がい特性に応じた地域活動が保障される社会づくりを推進していくため、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を基本テーマとして目指すこととします。

令和6年度(2024年度)から11年度(2029年度)までを計画期間とする「第3期北海道障がい者基本計画・第7期北海道障がい福祉計画（仮称）」については、地域における生活の維持及び継続の推進、就労定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取組、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*6の構築、障がい者の社会参加を支援する取組、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、発達障がい者支援の一層の充実を目指し、成果目標やサービス見込み量等の確保方策等について定め

○第3期北海道障がい者基本計画

・根拠：障がい者基本法第11条第2項

・概要：都道府県は、障がい者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障がい者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障がい者のための施策に関する基本的な計画を定める。都道府県障がい者計画。

○第7期北海道障がい福祉計画

・根拠：障がい者総合支援法第89条第1項

・概要：障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援事業等の円滑な実施を確保するための基本的な指針〔令和5年(2023年)子ども家庭庁・厚生労働省告示第1号〕(以下「基本指針」という。)に即して、市町村障がい福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から障がい福祉サービスの提供体制の確保その他障がい者総合支援法に基づく業務の円滑な実施について定める。都道府県障がい福祉計画。

・参考通知：「地域生活支援事業に係る障がい福祉計画の作成について」〔平成21年(2009年)1月8日厚生労働省社会・援護局障がい保健福祉部企画課自立支援振興室長通知障企自第0108001号〕

○第6期障がい者就労支援推進計画〔北海道働く障がい者応援プラン*7・第V章〕

・根拠：北海道障がい者条例第29条第1項

・概要：障がいのある人の就労支援に関する施策の実施について示す、就労支援推進計画及び都道府県工賃向上計画。

・参考通知：「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針〔平成24年(2012年)4月11日厚生労働省社会・援護局障がい保健福祉部長通知障発0411第4号〕

だい きほつかいどうしやう じふくしけいかく
 ○ 第3期北海道障がい児福祉計画
 こんきよ じどうふくしほうだい じやう
 ・根拠：児童福祉法第33条の22
 がいよう きほんししん そく しやうそんしやうがい じふくしけいかく たっせい し かくしやうそん つう こういきてき
 ・概要：基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的
 けんちん しやうがいじつうしよしえんとう ていきやうたいせい かくほ たしやうがいじつうしよしえんとう えんかつ じつし
 な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施
 とどうふけんしやうがい じふくしけいかく
 について定める、都道府県障害児福祉計画。
 しやうがい どうおよ しやうがいじつうしよしえんとう えんかつ じつし かくほ きほんてき ししん へい
 障害サービス等及び障害児通所施設等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平
 せいじゆうはちねんこうせいろうどうしやうこくじだいいさんびやくきゆうじゆうごごう だい ほつかいどうなんちやうじしえんけいかく
 成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）に基づく第1期北海道難聴児支援計画
 かしやう も こ
 （仮称）を盛り込むこととする。

2 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法第11条第2項に規定する都道府県における障がい者のための施策に関する基本的な計画（都道府県障害者計画）であり、「北海道総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿って策定、推進する特定分野別計画である「北海道地域福祉支援計画」の施策別計画です。

道の障がい福祉施策の基本的な方向性を示す「北海道障がい者基本計画」と、地域において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等が計画的に提供されるための実施計画「北海道障がい福祉計画」として位置付けることとしています。

なお、社会福祉法その他法律の規定による計画であって障がい者等の福祉に関する事項を定めるものと調和を保つよう整理しています。

また、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に資するものです。

【持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）】

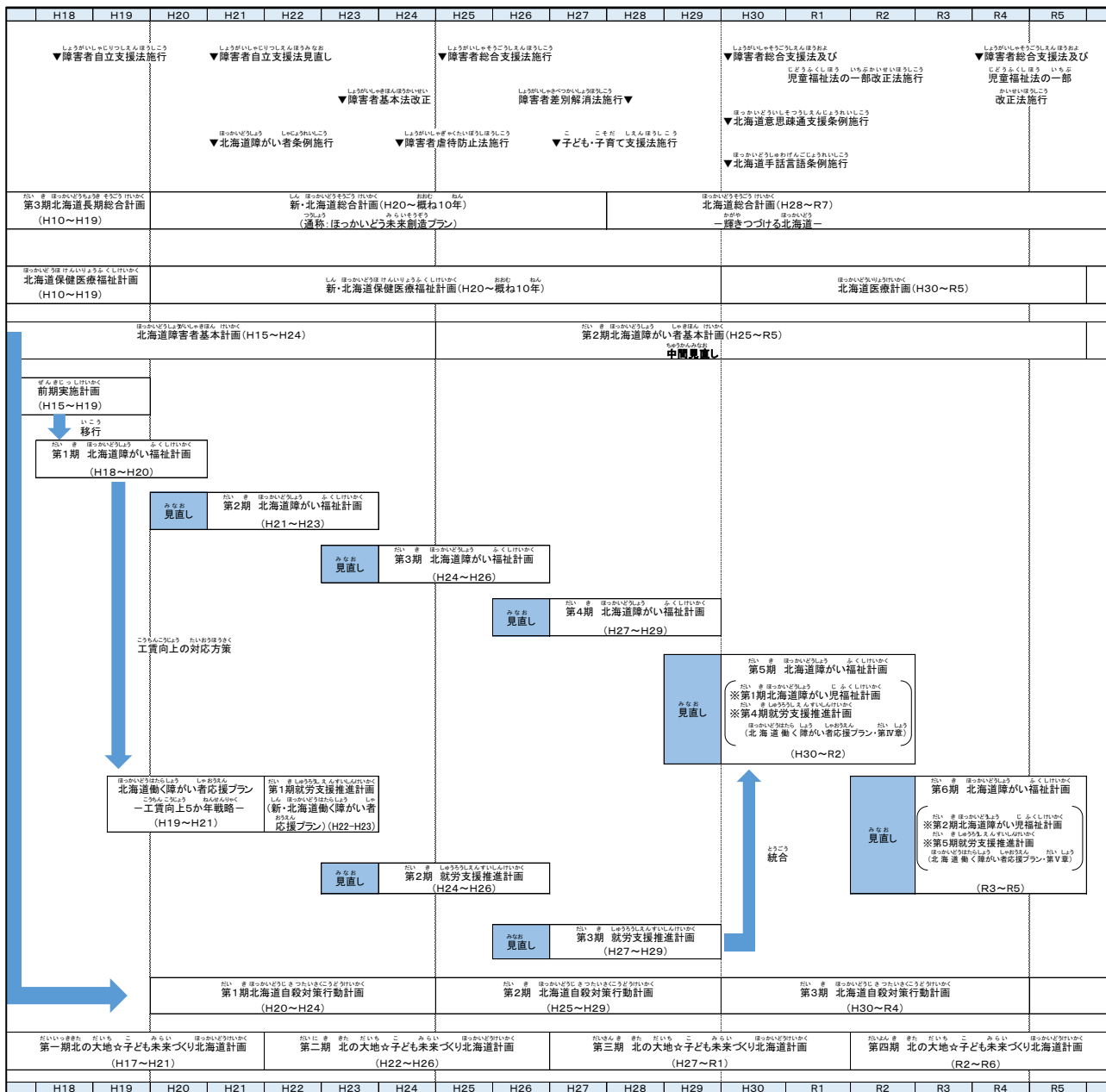
2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下に、より具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

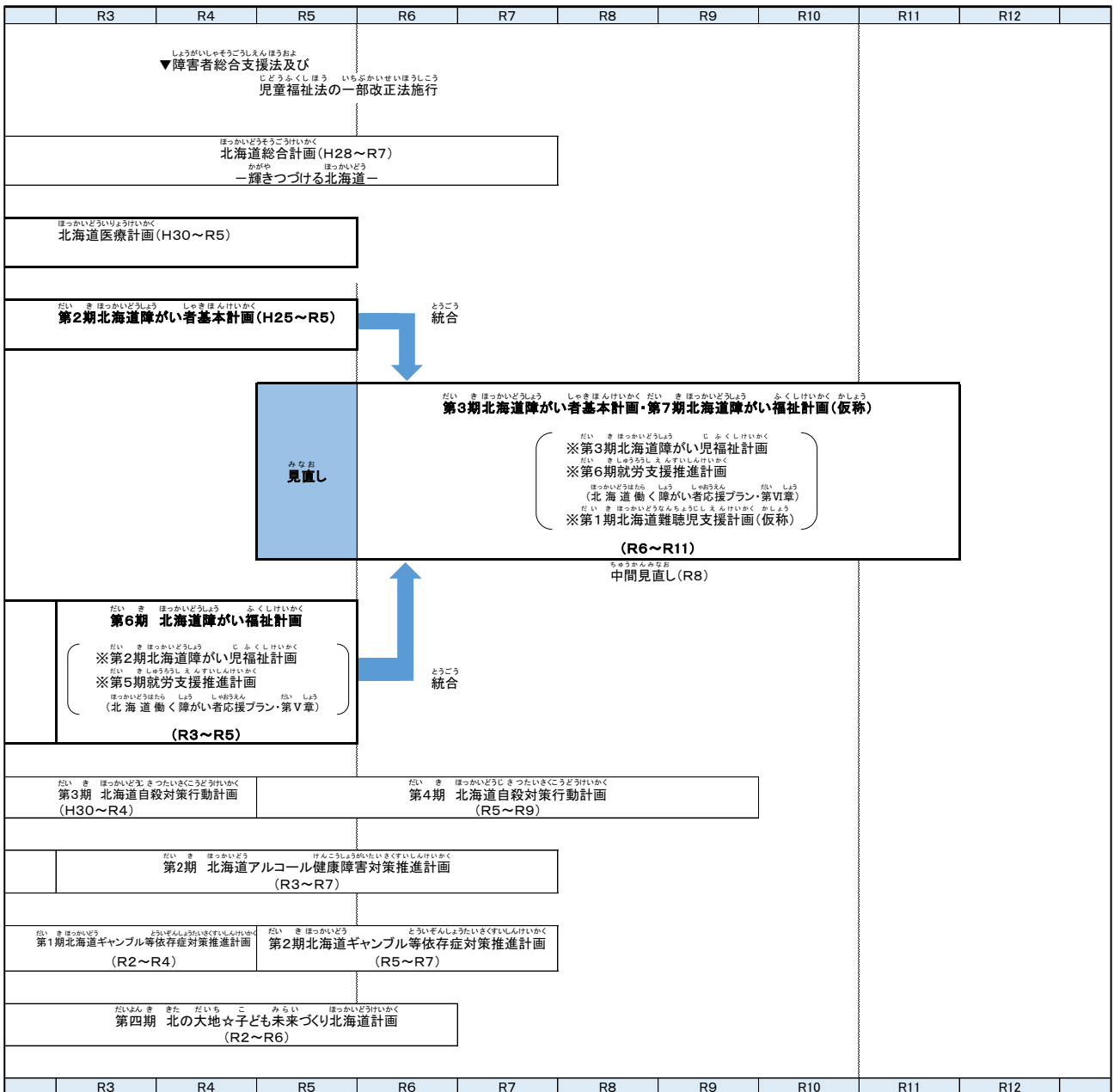
(2) 計画の期間及び内容

この計画は、計画期間を令和6年度（2024年度）から令和11年度（2030年度）までの6年間とします。

なお、道はこの計画について、第6期北海道障がい福祉計画の実施状況や地域のニーズ等を踏まえ、サービスの見込み等について定めるものとし、令和8年度に目標の達成状況や障がい施策の動向、国の障害者基本計画の策定作業などを踏まえて、調査・分析及び評価を行い、必要な見直しを行うこととします。

ず けいかく いちづ
 図1 【計画の位置付け】





3 区域の設定

この計画に定めるサービスの提供体制の確保が、地域間の格差を縮小しながら進められるよう、次のとおり、サービスの種類ごとに、サービス量（支給量及び整備量）を見込み、推進管理等を行う「区域」を設定しています。

(1) 居住系サービス（施設入所支援）：「全道域」

入所施設については、今後も、地域生活への移行支援を推進する観点から、基本的には創設は行わずに、現在入所されている方について、円滑に地域生活への移行が図られるような体制の整備を進めるとともに、施設入所支援を必要とする障がいのある人の状況を考慮し、全道一圏域で広域的に入所定員の調整を行うこととします。

(2) 居住系サービス（共同生活援助）及び日中活動系サービス：「北海道障がい保健福祉圏域の21圏域〔札幌市を含む。〕」（この圏域は、第二次地域福祉圏域と同じ。）

グループホームなどの住まいの場や生活介護、就労継続支援などの日中活動の場については、利用者

の生活圏域（通所等によりサービス利用が可能な単位）に着目してサービスの基盤整備を進める必要があることから、21の北海道障がい保健福祉圏域単位で必要な調整を行うこととします。

(3) 訪問系サービス及び相談支援：「市町村圏域」

居宅介護などの訪問系サービスについては、在宅において提供することを基本とすることから、市町村圏域単位で地域生活への移行の進捗状況などに合わせて必要な調整を行うこととします。

また、相談支援*8については、地域生活への移行や地域定着支援の観点から、最も身近な行政機関である市町村で必要な体制の整備について調整を行うこととします。

図2 【圏域の区域】



圏域名	振興局名	市町村名
1 南渡島	渡島	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町
2 南檜山	檜山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町
3 北渡島檜山	渡島・檜山	八雲町、長万部町、今金町、せたな町
4 札幌	石狩	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村
5 後志	後志	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
6 南空知	空知	夕張市、いわみざわ市、美瑛市、みかさし、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町
7 中空知		芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町
8 北空知		深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町
9 西胆振	胆振	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町
10 東胆振	胆振	苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町
11 日高	日高	日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
12 上川中部	上川	旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、幌加内町
13 上川北部		士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町
14 富良野	富良野	富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村

15	るもい 留萌	るもい 留萌	るもいし ましけちよう おびらちよう とままえちよう はぼろちよう しょさんべつむら えんべつちよう てしおちよう 留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
16	そや 宗谷	そや 宗谷	わかかないし さるふつむら はまどんべつちよう なかどんべつちよう えさしちよう とよとみちよう れぶんちよう りしりちよう りしりふじちよう 稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、 樺のべちよう 幌延町
17	ほくもう 北網	オホーツク	きたみし あぼしりし ひほろちよう つべつちよう しゃりちよう きよさとちよう こしみずちよう くんねつちよう おげとちよう おおぞらちよう 北見市、網走市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、大空町
18	えんもん 遠紋		もんべつし さるまちよう えんがるちよう ゆうべつちよう たきのうえちよう おこっぺちよう にしおこっぺむら おうむちよう 紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
19	とから 十勝	とから 十勝	おびひろし おとふけちよう しほろちよう かみしほろちよう しかおいちよう しんとくちよう しみずちよう めむろちよう なかきつないむら 帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村 さらべつむら たいきちよう ひろおちよう まくべつちよう いけだちよう とよこちよう ほんべつちよう あしよちよう りくべつちよう うらほろちよう 更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
20	くしろ 釧路	くしろ 釧路	くしろし くしろちよう あつけちよう はまなかちよう しべちちよう てしかがちよう つるいむら しらぬかちよう 釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
21	ねむろ 根室	ねむろ 根室	ねむろし べっかいちよう なかしべつちよう しべつちよう らうずちよう 根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

4 対象とする障がい者の範囲

しょうがいしゃきほんほうだい じょう しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はつたつしょうがい ふく
障害者基本法第2条において、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その
た しんしん きのうの障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、しょうがいおよ しゃかいてきしょうへき
他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁に
けいぞくてき にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ そうとう せいげん う じょうたい ていぎ
より継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義された
ことを踏まえ、この計画で対象とする障がい者は次の人となります。

- ・ 身体障がい者
- ・ 知的障がい者
- ・ 精神障がい者（発達障がい者を含む。）
- ・ 難病患者などのその他心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある人

第2 障がいのある人の現状等

1 障がいのある人の現状

北海道の人口に占める障がいのある人の割合は、高齢化等の影響により、年々増加傾向にあります。

また、全国と比較すると、すべての障がい種別で障がいのある人の割合が高くなっています。

(1) 身体障がい

身体障害者手帳交付者数は、令和4年度（2022年度）末現在で、290,155人となっており、平成24年度（2012年度）末と比較すると、10年間で12,541人減少しています。また、北海道の人口に占める割合は、平成24年度（2012年度）末の5.5%から、令和4年度（2022年度）末で5.5%と横ばいとなっています。全国においては、4,910,098人で、人口比3.9%となっています。

(2) 知的障がい

療育手帳交付者数は、令和4年度（2022年度）末現在で、68,501人となっており、平成24年度（2012年度）末と比較すると、10年間で17,311人増加しています。また、北海道の人口に占める割合は、平成24年度（2012年度）末の0.9%から、令和4年度（2022年度）末で1.3%と0.4ポイント増加しています。全国においては、1,213,064人で、人口比1.0%となっています。

(3) 精神障がい

精神保健福祉手帳交付者や自立支援医療受給者など保健所で把握している精神障がいのある人の数は、令和4年度（2022年度）末現在で、【調査中】人となっており、平成25年（2013年）12月末と比較すると、10年間で【調査中】人増加しています。北海道の人口に占める割合は平成25年（2013年）12月末の2.6%から、令和4年度（2022年度）末で【調査中】%と【調査中】ポイント増加しています。

なお、精神保健福祉手帳交付者数は、令和4年度（2022年度）末現在で、56,916人となっており、平成25年度（2013年度）末と比較すると、10年間で16,916人増加しています。

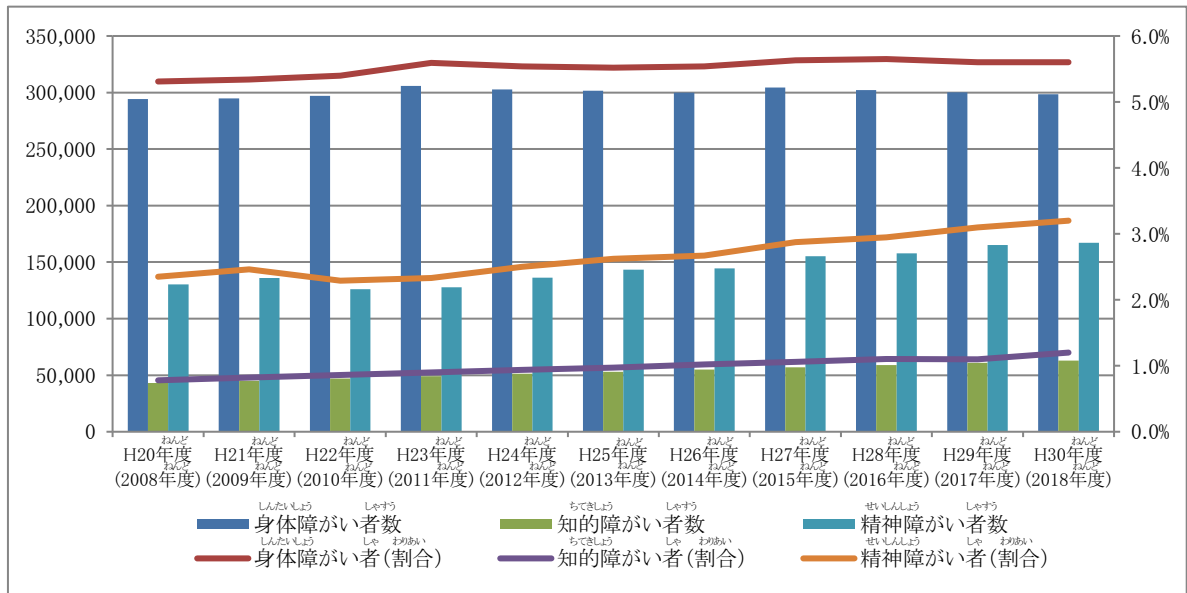
北海道の人口に占める割合は平成25年度（2013年度）末の0.7%から、令和4年度（2022年度）末で1.1%と0.4ポイント増加しています。

全国においては、【R4末は12月頃国公表？R3末1,263,460人】人で、人口比●.●%となっています。

		ねんど 24年度 (2012年度)	ねんど 25年度 (2013年度)	ねんど 26年度 (2014年度)	ねんど 27年度 (2015年度)	ねんど 28年度 (2016年度)	ねんど 29年度 (2017年度)	ねんど 30年度 (2018年度)	れいわがねん 令和元年度 (2019年度)	れいわ ねん 令和2年度 (2020年度)	れいわ ねん 令和3年度 (2021年度)	れいわ 令和4度 (2022年度)
身 体 的 障 が い 者 も	せいまいまん 18歳未満	4,570	4,394	4,251	3,829	3,746	3,605	3,507	3,510	3,405	3,346	3,231
	さいじょう 18歳以上	298,126	297,163	295,515	300,456	298,436	296,542	295,029	294,951	293,507	290,756	286,924
	ごうけい 合計	302,696	301,557	299,766	304,285	302,182	300,147	298,536	298,461	296,912	294,102	290,155
	じんこう し わりあい 人口に占める割合	5.50%	5.50%	5.50%	5.60%	5.70%	5.60%	5.60%	5.60%	5.60%	5.60%	5.50%
知 的 障 が い 者 も	せいまいまん 18歳未満	12,371	12,795	13,539	13,402	13,827	14,100	14,271	14,271	14,507	14,464	14,532
	さいじょう 18歳以上	38,819	40,314	41,510	43,708	45,265	46,971	48,777	48,777	50,542	52,272	53,969
	ごうけい 合計	51,190	53,109	55,049	57,110	59,092	61,071	63,048	63,048	65,049	66,736	68,501
	じんこう し わりあい 人口に占める割合	0.90%	1.00%	1.00%	1.10%	1.10%	1.10%	1.20%	1.20%	1.20%	1.30%	1.30%
精 神 障 が い 者 も	ほけんしよはあくすう 保健所把握数	136,382	143,344	144,430	155,351	157,679	165,022	167,208	170,268	調査中	調査中	調査中
	せいけんふくし 精神保健福祉手帳交付者数	36,100	40,000	37,463	43,852	46,327	46,986	48,780	48,780	51,295	52,250	56,916
	ほけんしよはあくすう じんこう し わりあい 保健所把握数の人口に占める割合	2.5%	2.6%	2.7%	2.9%	2.9%	2.8%	2.9	2.9	調査中	調査中	調査中
	じんこう 人口	5,465,451	5,463,045	5,431,658	5,401,210	5,370,807	5,339,539	5,304,413	5,304,413	5,267,762	5,228,732	5,228,732

※手帳交付者数は各年度末現在。 ※保健所把握数は、令和4年度(2022年度)まで各年度12月末現在
※人口は、平成24年度(2012年度)までは年度末現在。平成25年度(2013年度)からは、翌年1月1日現在
※資料：福祉行政報告例、衛生行政報告例、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査

図3 【障がい者数の推移】



発達障がい

発達障がいとは、発達障害者支援法により、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されており、平成22年(2010年)の改正で障害者自立支援法の対象として明確に規定されました。

さらに、平成23年(2011年)8月には障害者基本法が改正され、「障害者」の定義において「精神障害(発達障害を含む。)」と規定されました。

また、発達障害者支援法の施行から10年が経過し、平成28年(2016年)に法改正が行われ、支援の一層の充実が規定されました。

発達障がいは、個々によりその特性が異なり、本人や家族、周囲の人が個人の特性を理解し、その人にあった配慮や支援を行うことにより、持っている本来の力が活かされるようになります。

高次脳機能障がい

高次脳機能障がいとは、脳卒中などの病気や交通事故、頭部への怪我などにより、脳を損傷した後遺症としてみられる障がいです。脳損傷による認知機能障害（記憶障害や注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害など）を主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障がいをさし、「器質性精神障害」として精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院医療）の申請対象とされています。

また、手帳の有無にかかわらず、障害者総合支援法に基づくサービスの給付対象になることが可能です。高次脳機能障がいは、身体障がいが見られず、外見上は障がいが目立たないことから「見えにくい障がい」といわれ、障がいに関する十分な理解が得られていない実態があり、高次脳機能障がいのある人の正確な人数を把握できていないのが現状です。

(4) 難病等

難病とは、発病の機構が明らかでなく、治療法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする疾病です。

平成23年(2011年)8月に改正された障害者基本法において「障害者」の定義に含まれ、平成25年(2013年)4月の障害者総合支援法の施行により、「障害者」の定義に難病等（治療法が確立していない疾病その他の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）と明記され、難病等である人も障害福祉サービス等を利用できるようになりました。

また、対象となる疾病については、令和元年(2019年)7月に361疾病に拡大されています。

(5) 医療的ケア児

医療的ケアとは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいい、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童のことを「医療的ケア児」といいます。

全国の医療的ケア児は、推計で約2万人（令和元年度現在）、道内では約700人（令和4年度現在）で、年々増加傾向にあります。

令和3年9月18日に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」により、国及び都道府県が医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務が示されました。

(6) 難聴児

難聴とは、音が耳に入ってから脳に伝わるまでのどこかの段階で障がいが起こり、音が聞こえにくい状態をいいます。

先天性難聴児は出生数1000人当たり1～2人とされています。

令和4年(2022年)2月25日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知における「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」において、難聴は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、言語・コミュニケーション手段の発達・獲得を円滑にし、難聴児の今後の社会生活をより豊かにすることにつながると考えられるため、早期に発見し、療育及び教育につなげることが重要である。」と明記されました。

2 サービス提供体制の現状と評価

(1) サービスの利用状況

① 障害福祉サービスの利用状況（令和5年（2023年）3月分）

障害福祉サービスの利用者は61,683人となっており、うち入所施設利用者が9,059人となっています。

サービス種類	単位	令和5年 (2022年)3月		サービス種類	単位	令和5年 (2022年)3月		
		数	割合			数	割合	
訪問系 居宅介護・重度訪問介護・ 同行援護・行動援護・重度 障害者等包括支援	時間	358,042		生活介護	人日	371,929		
		333,406				370,455		
		93.1%				99.6%		
居住系 共同生活援助	人	13,239		自立訓練（機能訓練）	人日	658		
		14,926				170		
		112.7%				25.8%		
	施設入所支援	人	8,355		自立訓練（生活訓練）	人日	8,288	
			9,059				6,021	
			108.4%				72.6%	
日中活動系 就労移行支援	人日	27,561		療養介護	人	1,053		
		24,485				1,250		
		88.8%				118.7%		
	就労継続支援（A型）	人日	90,727		短期入所（福祉型）	人日	16,215	
			94,828				13,065	
			104.5%				80.6%	
	就労継続支援（B型）	人日	413,765		短期入所（医療型）	人日	1,596	
			434,291				830	
			105.0%				52.0%	

※上段：計画 中段：実績 下段：達成率

※単位のうち人日とは、1ヶ月間の延べ利用人数

また、第6期北海道障がい福祉計画で定めたサービス見込量に対する令和4年度（2022年度）の実績では、施設入所支援が108.4%となっていますが、地域における居住サービスである共同生活援助は112.7%、訪問系サービスは93.1%、日中活動系サービスの生活介護は99.6%、就労継続支援（B型）が105.0%となっています。

② 障害児通所支援等*9の利用状況（令和5年（2023年）3月分）

障害児通所支援の利用者は、児童発達支援で延べ98,119人、放課後等デイサービスでは延べ198,973人となっております。

	サービス種類	単位	令和5年 (2023年)3月		サービス種類	単位	令和5年 (2023年)3月
入所 通所	福祉型	人	114	児童発達支援 医療型児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	児童発達支援	人日	98,119
	医療型	人	179		医療型児童発達支援	人日	841
					居宅訪問型児童発達支援	人日	35
					放課後等デイサービス	人日	198,973
					保育所等訪問支援	人日	813

(2) 入所施設の状況

令和5年(2023年)4月1日現在の入所施設数は、200施設で定員は10,264人となっています。

また、令和5年(2023年)3月の入所施設の利用者数は、9,354人となっており、令和2年(2020年)3月利用者数から204人の減となっています。

区分	入所施設数(定員)		入所施設利用者数	
	R2.4.1	R5.4.1	R2.3	R5.3
障害者支援施設	204か所 10,508人	200 10,264人	9,558人	9,354人

(3) 居住支援の状況

グループホーム(共同生活援助)は、障害者自立支援法の施行後、指定基準の規制緩和が図られたことなどにより、施行時点の平成18年(2006年)と比較すると定員の大幅な増加がみられます。

また、令和5年(2023年)3月利用者数は、14,926人となっており、令和2年(2020年)3月利用者から2,737人の増となっています。

【グループホームの指定・整備実績】

		H18.4	H20.4	H23.4	H26.4	H29.4	R2.4	R5.4
グループホーム	か所数	635	321	377	433	525	626	826
	利用定員(人)	2,960	4,672	6,555	9,579	11,140	13,148	16,782
伸び率(R5/R2)								127.6%

※H26.4まではグループホーム(共同生活援助)及びケアホーム(共同生活介護)の合計です。

(4) 工賃(賃金)の状況

令和3年度(2021年度)における道内の事業所(就労継続支援事業所1,260か所)における月額一人あたり平均工賃(賃金)は、29,661円となっており、このうち、就労継続支援B型事業所(1,021か所)では、19,523円となっており、障がいのある人が、生きがいを持ち安心して地域で暮らせるようになるためには、工賃(賃金)向上に向けた更なる取組が求められています。

こうちん
《工賃とは》
せいさんかつどう かか じぎょう しゆうにゆう せいさんかつどう かか じぎょう ひつよう けいひ こうじょ がく そうどう きんがく
生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額
こうちん しせつ じぎょうしよとう りようしゃ しはら しょうがいしゃそうごうしえんほう もと
を工賃として施設や事業所等の利用者に支払うこととされています。(障害者総合支援法に基づく
していしょうがいふくし じぎょうとう じんいん せつびおよ うんえい かん きじゆんとう
指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等)

ちんぎん
《賃金とは》
ちんぎん きゆうりよう てあて しょうよ ためいしょう と ろうどう たいしょう しょうしゃ ろうどうしゃ しはら
賃金、給料、手当、賞与その他名称を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべ
るものをいいます。(労働基準法)

れいわ ねんど ねんど こうちん ちんぎん じっせき
【令和3年度(2021年度) 工賃(賃金)実績】

しせつしゆべつ 施設種別	しせつすう 施設数(か所)	ていいん にな 定員(人)	こうちん しはらい 工賃支払 たいしょうしゃのべにんずう 対象者延人数	こうちん しはらいそうがく 工賃支払総額 えん (円)	へいきんこうちん つき 平均工賃/月 えん (円)
しゅうろろけいぞくしえん がたじぎょうしよ 就労継続支援A型事業所	239	4,550	50,432	3,922,064,513	77,769
しゅうろろけいぞくしえん がたじぎょうしよ 就労継続支援B型事業所	1,021	21,636	239,317	4,672,172,924	19,523
ごう けい 合計	1,260	26,186	289,749	8,594,237,437	29,661

ちんぎん こうちん
《賃金と工賃について》
ちんぎん こうちん しごと さぎょう たいか しはら けいかく
「賃金」と「工賃」は、ともに仕事・作業の対価として支払われるものですが、この計画におい
ては、雇用関係において、きぎょう ふくしこうじょう しゅうろろけいぞくしえん がたじぎょうしよとう こうようけいやく ていけつ
ては、雇用関係において、企業、福祉工場、就労継続支援A型事業所等と雇用契約を締結する
ばあい ちんぎん しゅうろろけいぞくしえん がたじぎょうしよ ちいきかつどうしえん しょうきほじぎょうしよ りようけいやく
場合には「賃金」、就労継続支援B型事業所、地域活動支援センター・小規模事業所と利用契約
ていけつ ばあい こうちん
を締結する場合には「工賃」としています。

しせつしゆべつ こうちん ちんぎん じっせき すいひ
【施設種別ごとの工賃(賃金)実績の推移】

	へいせい ねんど 平成18(2006年度)		へいせい ねんど 平成29(2017年度)		へいせい ねんど 平成30(2018年度)		れいわ ねんど 令和元(2019年度)		れいわ ねんど 令和2(2020年度)		れいわ ねんど 令和3(2021年度)	
	しせつすう 施設数 しよ (か所)	へいきんこうちん 平均工賃 つきえん /月(円) じかんえん (/時間(円))	しせつすう 施設数 しよ (か所)	へいきんこうちん 平均工賃 つきえん /月(円) じかんえん (/時間(円))	しせつすう 施設数 しよ (か所)	へいきんこうちん 平均工賃 つきえん /月(円) じかんえん (/時間(円))	しせつすう 施設数 しよ (か所)	へいきんこうちん 平均工賃 つきえん /月(円) じかんえん (/時間(円))	しせつすう 施設数 しよ (か所)	へいきんこうちん 平均工賃 つきえん /月(円) じかんえん (/時間(円))	しせつすう 施設数 しよ (か所)	へいきんこうちん 平均工賃 つきえん /月(円) じかんえん (/時間(円))
しゅうろろけいぞくしえん がたじぎょうしよ 就労継続支援A型事業所	13	68,778	216	70,061	227	72,906	224	74,524	222	76,881	239	77,769
しゅうろろけいぞくしえん がたじぎょうしよ 就労継続支援B型事業所		15,305		18,810		18,966		19,078		19,202		19,523
へいせい ねんどにゆうしよ・つうしよ ※平成18年度は入所・通所授 びんせんしせつおよ しょうきほじぎょうしよ 産施設及び小規模産施設を 含む	213		800	(256)	852	(256)	901	(262)	938	(273)	1,021	(284)
全施設平均	230	17,306	1,016	28,684	1,079	29,113	1,125	28,738	1,160	29,068	1,260	29,661

こうちんしはらたいしょうしゃのべにんずうおよ こうちんしはらそらがく すい
【工賃支払対象者延人数及び工賃支払総額の推移】

	へいせい ねんど 平成18年度 ねんど (2006年度)	へいせい ねんど 平成29年度 ねんど (2017年度)	へいせい ねんど 平成30年度 ねんど (2018年度)	れいわ ねんど 令和元年度 ねんど (2019年度)	れいわ ねんど 令和2年度 ねんど (2020年度)	へいせい ねんど 平成3年度 ねんど (2021年度)
こうちんしはらたいしょうしゃ 工賃支払対象者 のべにんずうひと 延人数(人)	72,776	192,623	206,562	222,293	225,185	239,317
こうちんしはらたいしょうがくえん 工賃支払総額(円)	1,113,806,394	3,623,222,775	3,917,733,468	4,241,094,530	4,323,969,276	4,672,172,924

こうちんじつせきちようさ こうせいろうどうしょうちようさ
 ※工賃実績調査(厚生労働省調査)

いっばんしゅうろう いこうじょうきよう
(5) 一般就労への移行状況

れいわ ねんど (2021年度) における 道内の 就労系事業所から 一般就労への移行者数は 1,043人となっており、平成17年度(2005年度)実績(105人)と比較し、9.9倍の増加となっています。

また、法定雇用率*1⁰が適用される道内の民間企業(3,889社)の障がいのある人の実雇用率は2.37%であり、全国平均(2.20%)を上回っていますが、法定雇用率を達成している企業の割合は50.1%(1,950社)にとどまっているほか、障がいのある人を一人も雇用していない企業は31.0%(1,206社)と全国平均(30.5%)より高い水準にあります。(令和3年(2021年)6月1日現在)。

障がいのある人一人ひとりの意欲や障がい特性等に応じて、安心して一般就労に取り組むことができるよう、企業等と連携・協働した就労支援の充実・強化を図っていく必要があります。

しゅうろうけいじぎょうしょ いっばんしゅうろう いこうじょうきよう
【就労系事業所から一般就労への移行者数】

しゅべつ 種別	へいせい ねんど 平成17年度 ねんど (2005年度)	へいせい ねんど 平成26年度 ねんど (2014年度)	へいせい ねんど 平成27年度 ねんど (2015年度)	へいせい ねんど 平成28年度 ねんど (2016年度)	へいせい ねんど 平成29年度 ねんど (2017年度)	へいせい ねんど 平成30年度 ねんど (2018年度)	れいわ ねんど 令和元年度 ねんど (2018年度)	れいわ ねんど 令和2年度 ねんど (2020年度)	れいわ ねんど 令和3年度 ねんど (2021年度)
しゅうろうけいじぎょうしょ 就労移行支援		430	523	529	575	638	652	501	591
しんたいけい 新体系 しゅうろうけいじぎょうしょ 就労以降施設(養成施設)		0	7	3	0	0	0	0	0
(*11) しゅうろうけいじぎょうしょ 就労継続支援(A型)		191	155	172	167	174	189	114	185
		292	219	191	226	299	272	245	267
(*12) しんたい 旧体系 しんたい 知的 精神	しんたい 身体	11							
	しんたい 知的	60							
	しんたい 精神	34							
ごうけい 合計	105	913	904	895	968	1,111	1,113	860	1,043

ふくしせつとうりようしゃ いっばんしゅうろうとう かん じつたいちようさ どうちようさ
 ※福祉施設等利用者の一般就労等に関する実態調査(道調査)

しょう しゃこよう ぎむ みんかんきぎょう じつこようりつとう れいわ ねん ねん がつ にちげんざい
【障がい者雇用の義務がある民間企業の実雇用率等(令和3年(2021年)6月1日現在)】

ほうていこようりつ 法定雇用率	じつこようりつ 実雇用率		ほうていこようりつたつせいわりあい 法定雇用率達成割合		ほうていこようりつたつせいぎぎょうすう 法定雇用率達成企業数	
	ほっかいどう 北海道	ぜんこく 全国	ほっかいどう 北海道	ぜんこく 全国	ほっかいどう 北海道	
%	%	%	%	%		きぎょう 企業
2.3	2.37	2.20	50.1	47.0	1,950	3,889

れいわ ねん ねん しょうがいしゃこようじようきよう しゅうけいけつか こうせいろうどうしょうほっかいどうろうどうきよく
 ※令和3年(2021年)障害者雇用状況の集計結果(厚生労働省北海道労働局)

しょうがいしゃこようりつせいど

《障害者雇用率制度について》

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障がいのある人を雇用する義務があります。(障害者の雇用の促進等に関する法律)

法定雇用率は、令和6年(2024年)4月から、民間企業では2.3%から2.5%に引き上げられます。また、それに伴い、障がいのある人を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員43.5人以上から40.0人以上へと拡大されます。

ちいきせいかついかうじょうきょう
(6) 地域生活移行状況

令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日までの地域生活移行者数は、79人となっています。

また、地域生活移行先としては、グループホーム(共同生活援助)がもっとも多く59人(74.6%)となっています。

たいしよしゃ じょうきょう
【退所者の状況】

たんい にん
(単位:人)

期 間	ちいきせいかついかう 地域生活移行(※)	にゅうしよせつ しょう 入所施設(障がい)	たにゅうしよせつ ろうじん 他入所施設(老人)	ちいきせいかつがた 地域移行型ホーム	びょういん 病院	た その他	けい 計
H27.4.1~H28.3.31	99	54	15	1	90	160	419
H28.4.1~H29.3.31	88	32	10	2	96	166	394
H29.4.1~H30.3.31	88	41	24	1	92	179	425
H30.4.1~H31.3.31	58	48	20	0	102	215	443
H31.4.1~R02.3.31	88	46	19	2	100	185	440
R02.4.1~R03.3.31	100	49	18	1	106	150	424
R03.4.1~R04.3.31	56	34	22	0	102	174	388
R04.4.1~R05.3.31	79	111	35	0	101	205	531
さんこう 【参考】							
H17.10.1~H27.3.31	2,997	1,070	202	17	853	1,427	6,566
どうがいりようしやふく ※道外利用者含む							

ちいきせいかついかう うちわけ
【地域生活移行の内訳】

たんい にん
(単位:人)

期 間	グループホーム(※)	ふくし 福祉ホーム	いっぽんじゅうたく 一般住宅	こうえいじゅうたく 公営住宅	かてい ふつき 家庭復帰	た その他	けい 計
H27.4.1~H28.3.31	62	1	3	1	28	4	99
H28.4.1~H29.3.31	63	0	0	0	19	6	88
H29.4.1~H30.3.31	62	4	5	0	16	1	88
H30.4.1~H31.3.31	25	1	4	0	26	2	58
H31.4.1~R02.3.31	57	0	6	0	25	0	88
R02.4.1~R03.3.31	74	0	4	0	21	1	100
R03.4.1~R04.3.31	37	0	5	0	14	0	56
R04.4.1~R05.3.31	59	0	2	0	16	2	79
さんこう 【参考】							
H17.10.1~H27.3.31	2,121	33	150	30	584	79	2,997

※H26.4まではグループホーム(共同生活援助)及びケアホーム(共同生活介護)の合計です。

とくべつしえんがっこうそつぎょうせい しんろじょうきょう
(7) 特別支援学校卒業生の進路状況

道内の特別支援学校の令和5年(2023年)3月における高等部卒業生1,152人のうち、就職は417人で全体の36.2%、福祉施設利用は627人で全体の54.4%となっています。
 特別支援学校を卒業した人が、身近な地域で生活することができるよう、在学中の就職支援の強化や地域のサービス基盤を整備していく必要があります。

【特別支援学校卒業生の進路状況】

(単位:人)

進路	学校	視覚障がい	聴覚障がい	知的障がい	肢体不自由	病弱	計	専攻科	
								視覚	聴覚
卒業生		14	16	1,052	66	4	1,152	9	3
就職		1	5	402	9	0	417	7	1
進学	専攻科等	3	3	0	0	0	6	1	0
	大学等	2	5	0	3	0	10	0	2
	教育訓練機関等	0	2	20	3	0	25	1	0
	小計	5	10	20	6	0	41	0	0
福祉施設利用		8	1	570	46	2	627	0	0
その他(入院、自宅療養等)		0	0	60	5	2	67	0	0

(8) 発達障がいのある人に対する支援の状況

平成28年(2016年)8月に施行された発達障がい者支援の一層の充実を図るため、発達障害者支援法が全般にわたって改正され、医療、福祉、教育、就労等の関係機関が相互に連携し、一人ひとりの発達障がいのある人に切れ目のない支援を実施することが目的に追加され、きめ細やかな支援を推進することとされました。

道では、北海道教育庁と共同し、また、「発達障害者支援(地域)センター*13」を設置し、地域で発達障がいのある人やその家族の支援を行う市町村や事業所等の関係機関への助言や人材育成を行い支援の充実を図るほか、フォーラムを開催するなど発達障がいの理解促進を行っています。

(9) 障がい児に対する支援の状況

令和4年(2022年)6月の児童福祉法の改正に伴い、児童発達支援センターが地域における障がい支援の中核的役割を担うことが明確化され、道では、児童発達支援センターや市町村中核こども発達支援センターの設置を促進し、道内各地への支援を進めています。

また、令和3年(2021年)9月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、地方公共団体等の責務が明らかにされました。

道では、令和4年6月、北海道医療的ケア児等支援センターを設置し、医療的ケアが必要な子どもも持つご家族や関係機関からの相談に対応するほか、地域において寄せられる相談を総合的に調整する医療的ケア児等コーディネーターを養成するなど、支援を行っています。

さらに、国における「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」(令和4年(2022年)2月)に、難聴児支援の基本的考え方が示されておりますが、道では、令和3年3月に、「お子さんの「きこえ」の手引き」を作成し、早期発見から早期療育を促進しています。

このような取組を通じ、道としては、子ども・子育て支援法の「すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」との基本理念に基づき、家庭、

学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が各々の役割を果たすとともに、相互に協力を図り、障がいのある子どもとその家族に対し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の整備を進めています。

(10) 在宅の障がいのある人等に対する支援の状況

重症心身障がいや在宅で暮らす重度障がいのある人が、地域で生活するためには、必要なサービス基盤を整備し、その家族の負担を軽減することが必要です。

(11) 北海道障害者介護給付費等不服審査会等の状況（令和5年（2023年）3月31日現在）

障がいのある人又は障がいのある子どもの保護者は、市町村が決定した障害支援（程度）区分*15に認定しきゆうけつていなどについて不服がある場合に、都道府県知事に対して審査請求をすることができます。道では平成18年（2006年）4月に北海道障害者介護給付費等不服審査会、平成24年（2012年）4月に障害児通所給付費等不服審査会を設置し、審査請求があった事件について審議を行っています。北海道障害者介護給付費等不服審査会には、平成18年（2006年）の新制度施行以降、137件の審査請求があり、うち102件が障害支援（程度）区分の認定に関するもの、33件が支給決定等に関するものとなっています。

なお、障害児通所給付費等不服審査会への審査請求はありません。

【障害者介護給付費等不服審査会審議内訳】

採決内容	件数	請求内容	件数
認容	49件	障害支援（程度）区分関連	102件
棄却	56件	支給決定又は支給内容に関するもの	33件
とり下げ	28件	その他	2件
きゃつか	4件		
計	137件	計	137件

※ 障害支援（程度）区分関連
障害程度区分（平成18年（2006年）4月～平成26年（2014年）3月）及び障害支援区分（平成26年（2014年）4月～）に関する請求

3 主なサービス提供基盤の整備状況

(1) 基盤整備の状況（令和5年（2023年）3月31日現在）

障害者支援施設の定員数は、令和2年（2020年）と令和5年（2023年）を比較すると169名（1.6%）の減となっています。

ていきょうきばん せいびじょうきょう
【サービス提供基盤の整備状況】

	れいわ ねん ねん がつまつ 令和2年(2020年)3月末		れいわ ねん ねん がつまつ 令和5年(2023年)3月末		ぞうげん 増減	
	しせつ すう 施設数	ていいん 定員	しせつ すう 施設数	ていいん 定員	しせつ すう 施設数	ていいん 定員
にゆうししせつ 入所施設	204	10,508	201	10,339	▲ 3	▲ 169
せいかつかいご 生活介護	560	18,574	637	20,681	77	2,107
じりつ くんれん きのう くんれん 自立訓練(機能訓練)	17	267	15	290	▲ 2	23
じりつ くんれん せいかつくんれん 自立訓練(生活訓練)	75	885	64	747	▲ 11	▲ 138
しゅうろひこう しえん 就労移行支援	168	1,897	148	1,780	▲ 20	▲ 117
しゅうろひこう しえん ようせいしせつ 就労移行支援(養成施設)	1	60	1	60	0	0
しゅうろひぞくしえん がた 就労継続支援A型	237	4,407	258	4,699	21	292
しゅうろひぞくしえん がた 就労継続支援B型	973	19,818	1217	25,641	244	5,823

※ しょうがいしゃしえんしせつ にちゅうかつどう サービスはそれぞれのサービス種別へ計上している。

じんざいようせい じょうきょう
(2) 人材養成の状況

しょうがいのある人が各種サービス等の社会資源を有効に活用しながら生活することができるよう、相談支援業務に従事する人や居住系、日中活動系サービス事業者に配置が義務付けられているサービス管理責任者を、また、利用者に適切なサービスが提供されるよう、障害者総合支援法に定める障害支援区分認定関係者(認定調査員・審査会委員・主治医)を養成するための研修等を行っています。

けんしゅうしゅうりょうしゃ じょうきょう
【研修修了者の状況】

たんい にん
(単位:人)

	へいせい ねんど 平成27年度	へいせい ねんど 平成28年度	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成30年度	れいわがねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度
そうだんしえんじゅうじしゃけんしゅう 相談支援従事者研修	417	383	335	351	213	124	177	186
かんりせきにんしゃけんしゅう サービス管理責任者研修	834	1,038	1,306	1,367	1,006	839	1,061	1,256
しょうがいしえんくぶんにていちょうさいけんしゅう 障害支援区分認定調査員研修	450	369	362	365	313	326	282	315
しちょうせんしんさかいいんけんしゅう 市町村審査会委員研修	96	59	90	59	68	47	67	41
しゅじけんしゅう 主治医研修	587	374	387	228	385	167	361	329

だい けいかくすいしん きほんてきじこう
第3 計画推進のための基本的事項

けいかく たいけい
【計画の体系】

きぼう しょう しゃ あんしん ちいき く しゃかい じつげん
希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会の実現

すいしんこうもく
《推進項目》

1 北海道障がい者条例の施策の推進

2 権利擁護の推進

3 就労支援施策の充実・強化

4 相談支援体制・地域移行支援の充実

5 サービス提供基盤の整備

6 保健福祉・医療施策の充実

すいしんしさく
《推進施策》

(1) 北海道障がい者条例の施策の推進

(1) 権利擁護の推進・虐待の防止
 (2) 成年後見制度等の活用促進
 (3) 理解の促進
 (4) 地域福祉活動の推進

(1) 道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり
 (2) 一般就労の推進
 (3) 多様な就労の機会の確保
 (4) 福祉的就労の底上げ

(1) 生活支援体制の充実
 (2) 相談支援体制・地域移行支援の充実・強化
 (3) 意思決定支援の推進
 (4) 障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実
 (5) 生活安定施策の推進
 (6) 福祉サービス事業者等の指定、指導監査の実施

(1) 住まいの基盤整備の充実
 (2) 日中活動サービスの充実
 (3) 地域生活を支えるサービス基盤の充実
 (4) 共生型地域福祉拠点の取組の推進
 (5) 地域間格差の縮小
 (6) 施設による支援

(1) 適切な保健・医療の提供
 (2) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
 (3) 精神障がいのある人や難病患者の方など障がい特性に応じた支援の充実
 (4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

7 多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上

- (1) 人材の確保・定着・養成
- (2) サービスの質の向上

8 障がい児支援の充実

- (1) 障がいのある子どもに対する支援の充実
- (2) 学校教育の充実
- (3) 医療的ケアを必要とする子どもや難聴児への支援の充実

9 発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援

- (1) 発達障がいのある人に対する支援の充実
- (2) 在宅の障がいのある人等への支援の充実

10 自立と社会参加の促進・取組定着

- (1) 社会参加の促進
- (2) スポーツ・文化芸術活動の振興
- (3) 読書バリアフリーの推進
- (4) 生涯学習機会の充実

11 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進

- (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上
- (2) 意思疎通支援の充実
- (3) 言語としての手話の理解促進等

12 安全確保に備えた地域づくりの推進

- (1) 住まい・まちづくりの推進
- (2) 移動・交通のバリアフリーの促進
- (3) 防災・防犯対策の推進